

## P R T Rデータの概要

P R T R法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）では、人の健康や生態系に有害性のある化学物質等354種を「第一種指定化学物質」として定め、一定の要件を満たす事業者は、それらの物質に関する環境への排出量や移動量等を毎年度、都道府県知事経由で国（事業所管大臣）に届け出ることとされており、国はそれらのデータを集計し、公表することとされています。

本届出は平成13年度における排出量、移動量（報告は平成14年度）から開始されており、平成16年度～平成18年度における排出量、移動量の熊本県の集計結果は、表1のとおりでした。

表1からも分かるとおり、県内では毎年約2,200～2,700トンほどの化学物質が大気へ排出されており、その半分以上はトルエン、キシレンの2物質が占めています。これは全国と同様の傾向であり、2物質とも常温で揮発性があり、主に、塗料等を使う工場のほか自動車の排気ガスに含まれて排出されています。

また、化学物質の廃棄物としての移動量（処分業者への処理委託）は毎年約1600～1800トンほどで推移しており、排出事業者から処分業者へ様々な化学物質が処理委託されています。

なお、平成18年度における届出事業所の業種別内訳は、燃料小売業382事業所（全体の61.2%）、下水道業37事業所（同5.9%）、一般廃棄物処分業35事業所（同5.6%）、自動車整備業34事業所（同5.4%）、電気機械器具製造業25事業所（同4.0%）、金属製品製造業17事業所（同2.7%）、プラスチック製品製造業14事業所（同2.2%）、化学工業14事業所（同2.2%）などでした。

表1 熊本県におけるP R T Rデータ集計結果

\*下段の（ ）内は全国の結果

項目	H16年度	H17年度	H18年度
届出事業者数 〔単位：事業場〕	587 (40,341)	605 (40,827)	647 (40,980)
届出物質数 〔単位：物質〕	96 (334)	102 (330)	106 (327)
排出量・移動量合計 〔単位：t/年〕	4,148 (499,504)	4,564 (489,633)	4,478 (470,821)
排出量合計 〔単位：t/年〕	2,377 (269,558)	2,815 (258,677)	2,825 (245,393)
（排出先：大気）	2,263 (233,387)	2,699 (225,313)	2,692 (216,800)
（排出先：公共用水域）	114 (11,306)	115 (10,850)	132 (10,547)
（排出先：土壌）	1 (256)	0 (234)	0 (137)
（排出先：埋立）	0 (24,609)	0 (22,280)	0 (17,909)
移動量合計 〔単位：t/年〕	1,772 (229,946)	1,750 (230,956)	1,653 (225,427)
（廃棄物移動）	1,767 (226,913)	1,744 (228,267)	1,649 (223,142)
（下水道への移動）	5 (3,032)	6 (2,688)	4 (2,285)
（参考） 熊本県の届出排出量 上位5物質 〔単位：t/年〕	トルエン： 878 キシレン： 722 エチルベンゼン：223 塩化メチル： 130 スチレン： 65	トルエン： 1,100 キシレン： 877 エチルベンゼン：278 塩化メチル： 140 スチレン： 93	トルエン： 1,116 キシレン： 919 エチルベンゼン：265 塩化メチル： 120 塩化メチレン： 81